

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年11月1日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

#### 1 転居費用は収入に当たらないこと

- (1) 次官通知（後記第6・1・(3)・ア及びイ参照）第8の3(3)エは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は「収入として認定しないこと。」と規定している。また、局長通知（同・ウ参照）第8の2(4)は「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該費保護世帯の自立更生のために充てられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と規定している。

本件で、現居室への転居直前、請求人は既に睡眠も食事もとれず、大きく健康を損ない、精神的にも肉体的にももはやこれ以上本件居室での生活に耐えられない極めて切迫した状況にあったことは明らかであり、この状況を継続することは請求人の健康状態を不可逆的に悪化

させ、二度と生活保護から脱却できない状況に至らしめる危険が高かったのであるから、この危険を回避するためのやむを得ない現居室への転居が自立更生を目的とすることは明らかである。そして、本件収入は、その全てが請求人の自立更生を目的として兄から恵与されたものであることが明らかであり、その全てが直ちに請求人の自立更生のために充てられた。

したがって、本件収入は自立更生を目的として恵与された金銭であり、少なくともこのうち転居費用（318,410円）は、次官通知第8の3(3)エ、局長通知第8の2(4)に該当するものであるから、収入として認定されないものである。

にもかかわらず、少なくとも当該転居費用を収入として認定したことは違法である。

- (2) また、次官通知第8の3(3)は、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」は「収入として認定しないこと。」とも規定している。本件収入は、上階からの生活騒音被害を受けたことにより、精神的にも肉体的にも健康を害してしまった請求人の損害を回復するために必要不可欠な転居のために実兄から得た見舞金である。そして、そのうち転居費用については直ちに転居に不可欠な費用に充てられている。したがって、少なくとも当該転居費用は、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられたものであるから、次官通知第8の3(3)、局長通知第8の2(4)に該当するものであって、収入として認定されないものである。

にもかかわらず、少なくとも当該転居費用を収入として認定したことは違法である。

- (3) なお、本件収入は請求人に対して扶養義務を負う兄からの援助金であったことから、これを「他から恵与される金銭」として扱ってよいか問題となりうるが、課長通知（後記第6・1・(3)・エ及びオ参照）第8の問41の答の「期待すべき扶養の範囲をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合」に当たるから、「他から恵与される金銭」として扱うことに問題はない。

## 2 本件処分は裁量権の範囲を逸脱・濫用したものであること

処分庁が本件処分決定時において、自立更生費である転居費用の存在を裏付ける事情（①請求人は上階の生活騒音に悩まされ、精神的にも肉体的にも本件居室での生活に耐えられない状況にあったこと、②早朝6時頃に50dBを超える生活騒音が客観的に存在していたこと、③主治医の診断書から課長通知第7の問30の答の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」に該当し「転居に際し、敷金等を必要とする場合」にあたっていたにもかかわらず、担当職員から転居費用は出せないとの誤った説明を受けていたことなど）があったにもかかわらず当該事情を本件処分決定時に考慮しなかった処分庁の判断は著しく合理性を欠くといわざるを得ない。

したがって、仮に転居費用が収入にあたるとしても、考慮すべき事項を考慮せず、著しく合理性を欠く判断をした処分庁には、本件処分にかかる裁量の逸脱又は濫用があったことは明白であり、本件処分は違法となる。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月 5日	諮問
令和7年 10月 22日	審議（第105回第2部会）
令和7年 11月 17日	審議（第106回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、法8条1項は、保護は、厚

生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

(2) 届出の義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・イ・(ア)は、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを相当としないもののほかは、すべて認定することとしている。

イ 次官通知第8・3・(3)は、収入として認定しないものを列举するが、そのうち、同・エは、自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額を挙げている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・2・(4)は、自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ることとしている。

エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付厚生省社保第34号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。）第8の問40・答は、局長通知第8・2・(4)にいう自立更生のための用途に供されるものとして、次に掲げる経費に充てられる額を認めるものとしている。

(ア) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(イ) (ア)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

- ・ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度に相当する額

(その他の要件 略)

オ 課長通知第8の間41・答は、扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえないとしている。

#### (4) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「返還通知」という。)1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とした上で、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし(以下「自立更生免除」という。)、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

#### (5) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準であり、返還通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 収入（資力）の認定について

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から、兄から転居のために振り込まれたとする本件収入に係る申告を受け、現居室への転居の事実を確認した上で、ケース診断会議を開催し、本件収入を請求人の資力と認定することとして、法63条に基づく返還決定処分（本件処分）を行ったものと認められる。

次官通知第8・3・(2)・イ・(7)によれば、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている（1・(3)・ア）。そして、収入として認定しないものとしては、自立更生を目的として恵与される金銭のうち被保護世帯の自立更生のためにあてられる額が挙げられているところ（同・イ）、課長通知第8の間40・答によれば、自立更生のための用途に供されるものとして認められるものは、実施機関が立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費とされている（同・エ・(イ)）。

本件において、兄（扶養義務者）からの援助金が「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか否か（同・オ参照）はさておき、請求人が、現居室への転居及び本件収入について事前に処分庁に相談をした形跡がないこと（請求人の主張によれば、事後報告で足りると考えたとのことである。）からすれば、この転居費用は処分庁が立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費とはいえず、「収入として認定しないもの」に該当するということはできないから、処分庁が本件収入の全額について、資力として法63条の適用をしたことに不合理な点は認められない。

### (2) 本件処分による返還金額

法63条に基づく費用返還については、全額を返還対象とすることを原則としながらも、自立更生免除が認められているところ（1・(4)・イ）、担当職員は請求人から自立更生免除の申出はないことを確認しており、返還対象額から自立更生免除すべき額はないものと認められる。

そして、返還対象期間である令和4年5月から7月までの支給済保護費は497,460円であり（同年6月から7月までの支給済保護費に限っても339,440円である。）、この額は本件収入を上回

っているので、本件収入である320,000円を返還決定額としていることが認められる。

そうすると、本件処分の返還決定額の算定は、上記1の法令等の定めに基づいた適正なものであるといえ、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1・(1)のとおり、本件の転居費用は次官通知第8・3・(3)・エ及び局長通知第8・2・(4)に該当するから、収入に当たらない旨を主張する。

しかし、当該転居費用が次官通知等の「収入として認定しないもの」に該当しないことは、上記2・(1)で述べたとおりである。

なお、請求人は、次官通知第8・3・(3)の「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」に該当する旨も主張する。しかし、請求人が上階からの生活騒音に悩まされていたことを「災害等によって損害を受けた」と解することはできない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

- (2) 請求人は、第3・1・(2)のとおり、処分庁が、本件処分決定時において、自立更生費である転居費用の存在を裏付ける事情（客観的に存在した上階からの生活騒音に悩まされていたこと等）を考慮しなかったことは、裁量権の範囲を逸脱・濫用したものである旨主張する。

しかし、請求人が現居室への転居について処分庁に事前相談をしていないことなどから本件の転居費用が「収入として認定しないもの」に該当しないことは上記2・(1)で述べたとおりであり、また、処分庁が請求人の申請により本件居室の更新料を支払っていたこと、現居室の賃料の管理費が11,300円であることなどからすれば、処分庁が、本件収入を請求人の資力と認定したことがその裁量権の範囲を逸脱又は濫用したということとはできない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己